



Title	スウェーデンの主要企業における所有=支配の特質
Author(s)	富森, 虔児
Citation	北海道大學 經濟學研究, 28(2), 111-123
Issue Date	1978-06
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/31423">http://hdl.handle.net/2115/31423</a>
Type	bulletin (article)
File Information	28(2)_P111-123.pdf



[Instructions for use](#)

<研究ノート>

スウェーデンの主要企業に  
おける所有＝支配の特質

富森 虔 児

はじめに

两大戦間以降、とりわけ第二次大戦以降における現代資本主義の展開は、一方では確かに国家独占資本主義化の展開であるに違いない。

だが、どちらかというすぐれて上部構造的ともいえるかかる国家独占資本主義化にのみ目を奪われるあまり、現代資本主義においても、なお土台的意義を失わない金融資本自体に、一つの重大な変質のみられることが、見逃されるわけにはいかない。

既に、筆者はかかる視角から「現代資本主義」の理論化の一つの方向をさし示し、(拙著「現代資本主義の理論」——金融資本の変質と「経営者支配」——)そうした理論的基盤からいくつかの現代資本主義の実証的究明をも試みた。

だが、すでに試みられた実証的研究は、問題の中心となるべき金融資本の変質——資本物化の極限的展開——からみて、極めて典型的といえる諸国に限定されたものであった。

すなわち、まず叙上の金融資本変質の先行国というべきアメリカ、そして

---

本研究ノート作成に関わる資料入手にあたって次の各氏の協力を得た。カテリーナ・ヘグレン (SAF) B.アルムストレム, T.ウッターステレム, M.トレル (以上 Kosumentverket.) H.ウエスターバーク (veckans affärers) 太田義武 (在スウェーデン大使館) 竹崎孜, 菊池幸子 (文教大)。特に記して謝意を表したい。

第一表 スウェーデン主要企業売上高 (1976)

企 業 各 ( ) 内は業種	売上高	海 外 売 上 高	使用総資 本利益率	雇 用 数
① 生活協同組合 (コングロマリット)	Kooperativa Förbundet 16732.0 ( <sup>100</sup> 万クローネ)	1483.0 ( <sup>100</sup> 万クローネ)	7.6	70,637 (人)
② ボルボ (自動車)	AB. Volvo 15742.9	10734.0	7.5	62,755
③ I C A (商店会連合)	ICA-rörelsen 13254.0	—	11.1	36,000
④ A. ヨンソン・グループ (コングロマリット)	Axel Johnson-gruppen 12078.7	2438.7	—	27,434
⑤ スタッツ・フェレタグ (コングロマリット)	Statsföretag A. B. 9747.3	5139.2	- 2.9	47,710
⑥ サ ブ (自動車)	Saab-Scania A. B. 9613.0	4192.0	5.9	41,386
⑦ アセア (電 機)	Asea 8400.2	4379.2	7.6	44,194
⑧ エレクトロリユ- (電機)	AB. Electroleux 7645.7	5588.7	11.8	71,552
⑨ エリクソン (通信機)	Ericsson AB. 7311.5	6131.8	6.9	71,110
⑩ 農業協同組合 (卸 売)	Svenska Lantmännen Riksförb 7078.0	577.5	5.8	8,000
⑪ スベンスカベアリング (ベアリング)	AB. Svenska Kullagerfabriken 6981.5	6401.2	4.3	58,041
⑫ N. K (小 売)	N K-Åhlens 6751.7	—	4.6	22,538
⑬ ベイヤインベスト (コングロマリット)	Beijerinvest 6407.5	3330.3	4.4	12,281
⑭ スコンスカ・セメント (建 設)	AB. Skanska Cementgjuteriet 5688.6	791.0	8.0	20,200
⑮ グレンジス (鉄 鋼)	Gränges A. B 5379.1	2374.0	- 1.6	24,630
⑯ システムボロゲット (小 売)	Systembolaget AB 5121.9	—	16.5	3,475
⑰ スラクテリフェルグ (屠殺協同組合)	Sv Slakteriförb förapa 4896.5	171.5	2.0	10,770
⑱ サ バ (卸 売)	Sabagruppen 4882.9	79.8	7.2	4,635
⑲ S A S (運 輸)	Scand Air System 4882.5	3951.2	3.8	19,350
⑳ スベンスカ・テンドスティック (コングロマリット)	Svenska Tändsticks AB. Stab 4622.0	3271.0	4.5	33,850
㉑ ストラコパルベグ (開 発)	Stora Kopparbergs Bergstags AB 4452.2	2223.5	2.2	18,909
㉒ フェルバルトニング (コングロマリット)	Förvaltnings AB Ratos 4356.7	501.7	4.1	6,474

企 業 名 ( ) 内は業種	売上高	海 外 売 上 高	使用総資 本利益率	雇用数
㉓ スベンスカ・セルローズ Svenska Cellulose AB (製 材)	4172.7 ( <small>100万</small> クローネ)	2741.0 ( <small>100万</small> クローネ)	11.0	16,302 (人)
㉔ 製粉協同組合 Sv Mejeriernas Riksförb (食 品)	4140.0	—	— 5.8	10,460
㉕ ビボ Vivo-Favör (小 売)	3994.0	—	—	5,100

出所：veckans affärers 1977, 8月4日号, 「スウェーデン200大企業」より。

現段階におけるかかる変質における先進国としての日本, さらにかかる展開のもっとも遅れたものとしてのフランス, これら三カ国をさしあたりとり上げることに研究は限定されたのだった。

いうまでもなく, これら三カ国についても, 既に行われた研究は極めて不完全なものであり, また同じ視角から他の諸例の研究にさらに進むとしてもその道程はいわば際限がない。

そうした果しない実証研究の補足はもとより筆者一人で短期間でこれをなすものではない。

ただ, 今度たまたま機会を得て, スウェーデンについてかかる問題意識から実証的分析を行うべき若干の資料を得た。もとより, この国の充実な分析にとっては, それらは極めて不十分なものであるが, さらなる資料の入手の機会もさしあたり期待しえぬため, さしあたり与えられた資料の整理をもって, 先の研究の一つの補足としておくことにしたい。

## 1 スウェーデンの巨大企業

スウェーデンの著名な経済週間誌ベーカーンス・アフェレ *veckans affärers* は, 金融業を除くスウェーデン企業の売上高順位を毎年発表している。同誌1977年8月4日号によれば, 1976年における売上高上位(非金融)25企業は第一表の通りである。

当然のことながら, 重化学工業を中心としたコングロマリット(7)と自動車電機を中心とした機械(6)がその過半を占めるが, とりわけかかる重化学工業コングロマリット及び機械においては, 輸出比率がおおむね50%を超える高

さを示していることが注目されよう。

人口700万余といわれるこの国の国内市場は決して広くなく、現代資本主義的の巨大企業の成立には全く不十分と思われるが、すぐれた技術に裏づけられた国際競争力をテコに先進資本主義国を中心とした対外輸出に支えられて、これら企業の上位企業としての存在が可能とされているとしてよいだろう。

(数字はやや古いが、1970年におけるスウェーデンの輸出の凡そ70%余は、イギリス—12.5%、西独—11.7%、ノルウェー—10.8%を中心とするEECEFTAによって占められている。また輸出商品の中心は機械設備—28.3% 木材—24.0%、金属—11.4%である)

重化学工業コングロマリット、機械を中心とした売上高上位企業の構成は、企業数をさらに広げても変わらない。

例えば、売上高100位まででみても、第二表に明らかな如く、機械(2)コングロマリット(2)がやはりもっとも多く、これに次ぐのは、豊富な森林資源をもつこの国の特質をあらわして製材(9)となっている。

第二表 スウェーデン上位企業業種別構成 (1976)

1 — 25位	26 — 50位	51 — 75位	76 — 100位	1 — 100位
コングロマリット 7	機 械 6	製 材 5	機 械 4	機 械 20
機械(電機自動車) 6	石 油 4	機 械 4	建 設 3	コングロマリット 12
小 売 3	建 設 3	コングロマリット 3	食 品 3	製 材 9
食 品 2	運 輸 3	化 学 2	卸 売 2	建 設 8
卸 売 2	小 売 2	石 油 2	製 材 2	運 輸 7
鉄 鋼 1	コングロマリット 1	鉄 鋼 1	運 輸 2	小 売 7
建 設 1	鉄 鋼 1	建 設 1	小 売 2	石 油 6
運 輸 1	製 材 1	運 輸 1	化 学 2	食 品 5
製 材 1	卸 売 1	自動車販売 1	自動車販売 2	卸 売 5
開 発 1	そ の 他 3	そ の 他 5	そ の 他 3	化 学 4
				鉄 鋼 3

前掲 veckans affärers より作成。

## Ⅱ スウェーデン巨大企業における所有構造の特質

叙上のスウェーデン主要企業の資本所有関係については、オロフ・フォルスグレン (Olof Forsgren) の近著「スウェーデン産業において、誰が誰を所有支配しているか」(Vem ägen vad i svenskt näringsliv 1976) において、その詳細が明らかにされている。

特に、25大企業について、フォルスグレンの著書に従ってその所有関係の特質からこれらを分類整理すれば、スウェーデン巨大企業をおよそ四つの範疇に分けることができよう。以下、それら四つの類型について、内容を概括しておくことにしよう。

(1) 所有関係の「社会化」の進んでいるもの……協同組合及国有准国有企業。

何よりもスウェーデンを特色づけるものとして協同組合の上位企業における突出がある。すなわち上位25企業の中に実に次の5つの協同組合の存在が確認されるのである(以下企業の頭にある数字は売上高における順位)。

- ① スウェーデン生活協同組合。Kooperativa Förbundet
- ③ 商店会連合。I C A—rörelsen
- ⑩ スウェーデン農業協同組合。Svenska Lantmännens Riksförb
- ⑰ スウェーデン屠殺協同組合。Sv Slakteriförb
- ⑳ スウェーデン製粉協同組合。Sv Mejeriernas Riksförb

もっともこれらのうち、③ I C Aについては協同組合として扱うのに多少の問題点が残ろう。しかし、この連合会が独自の会計をもつ企業存在であることは明らかとされており、わが国のこの種団体とはかなり、実質がことなり、むしろ極めて協同組合組織に近いものと推察されるところがある故、敢えてここに加えておいた。

なお、生活協同組合がスウェーデンの最大企業であることが注目されるが、これもわが国の生協とことなり、諸種の生産工場をもつたれっきとしたコングロマリットであることを特に付記しておきたい。

協同組合の進出と並んで、国有・准国有企業の上位進出もまた注目されよう。

ただ、ここでもスウェーデン政府が100%株主となっている二つの国有企業、即ち、⑤ スタッフフェレタグ社 Statsföretag AB (造船、機械、鉄鋼、化学、鉱業に及ぶ重化学工業コングロマリット) ⑩ システムボラゲット社 Systembolaget (小売) は別として、准国有企業二社、すなわち② ボルボ社 AB Volvo (自動車) 及⑨ スカンジナビア航空 SAS (航空) については、これらを「社会化」の進んだものとしてどの程度まで評価できるかは一つの問題点となろう。しかし次にかかげる株主表からみる限り、少なくとも株式保有の面では政府乃至政府管理資金が、これら企業を中心となっていることは明らかである。

まず、ボルボ社では(第三表)政府管理下にある国民年金基金が筆頭株主であり、第2位のスウェーデン商業銀行も、政府管理下のスウェーデン年金

第三表 ボルボ (AB Volvo Göteborg) 社の主要株主\*<sub>1</sub>

国民年金基金	Allmänna Pensionsfonden		
		A株	446,495
		B株	461,667
スウェーデン商業銀行年金部* <sub>2</sub>	Svenska Handelsbankens Pensionsstiftelse	A株	296,779
		B株	138,079
クストス社	AB. Custos	A株	294,543
		B株	23,457
スカンジナビア保険	Försäkrings. AB Skandia	A株	421,883
		B株	104,253

\*<sub>1</sub> ボルボ社の総発行株は、A株(1株50クローネ、1株1票)7,831,350株、B株(1株50クローネ、10株1票)9,820,035株。

\*<sub>2</sub> スウェーデン商業銀行の総発行株は普通株は、普通株(1株100クローネ1株1票)4,515,560株、A優先株B優先株(ともに1株100クローネ10株1票)各250,000株で、その筆頭株主は、スウェーデン年金基金(SPP)で、普通株217,900株を保有、第二位は生保で普通株152,039株A優先株4,898株B優先株12,152株を保有している。

第四表 S A S 社の主要株主

航空サービス社*	Aerotransport Sverige	総発行株の $\frac{3}{4}$
デンマーク航空	Det Danske Luftfartsselskab	// の $\frac{3}{4}$
ノルウェー航空	Det Norske Luftfartsselskab	// の $\frac{3}{4}$

\* Aerotransport Sverige 社の発行株の50%をスウェーデン政府が保有している。  
出所：O. Forsgren 前掲書。

基金（SPP）を筆頭株主としており、これらを合わせて、少なくとも法律上の所有関係からみる限り、この企業が政府系であることが確認できるのである。また、SASについては、ボルボのケースよりさらに直接に、スウェーデン政府が、所有を基本的に掌握していることが全く明白であることがわかる（第四表）。

もっとも、このような所有関係の存在にもかかわらず、これら企業が現実にとどの程度「社会化」されているかは、これら企業の資本蓄積その他の経営動態をさらに追求することなしに、判断を下すことはできない。だが、その限りでは100%政府保有の企業についても問題は同じであり、ともかく企業の所有支配における個人性の止揚は確実であること、しかも政府を通じての社会的コントロールの手段が一応保障されているとみなされる故、ここに付け加えておくことにした。

## (2) 個人乃至家族支配の明確なもの。

協同組合、国有、准国有企業といった「社会化」の比較的進んだ企業の巨大企業の中における存在を一方の柱とすれば、他方の柱として、明白な個人、財閥の支配する巨大企業があり、その意味でスウェーデンは、所謂「混合経済」の一つの典型をなしているといつてよい。

こうした個人企業の類型に入るものとしては、著名な⑨エリクソン社（Ericsson AB）をはじめとして、今なお株式会社形態をとらない④A・ヨソン・グループ（Axel Johnson-gruppen, ヨソン財閥）及び⑫NK（NK-Åhlén, オーレン財閥）の他、株式会社形態をとる⑥サブ社（Saab-Scania AB）⑦アセア社（AB Asea）⑧エレクトロリュエ社（AB Electrolux）が25大企業中から抽出しうる。



第五表 サブ社\*<sub>1</sub> (Saab Scania AB) の主要株主

ローランドハーン* <sub>2</sub> (Rolland Hahn)	普通株 A	360,744
スカンジナビスカエンスキルダ銀行* <sub>3</sub> 年金部 (Skandinaviska Enskilda Banken Pensionsstiftelse)	普通株 A	142,578
	優先株	5,895
スカンジヤ生命保険	普通株 A	124,170
ベイヤインベスト社 (Beijerinvest AB)	普通株 A	123,850

\*<sub>1</sub> サブ社の総発行株は普通株 A (1株100クローネ1株1票) 5,238,750株, 優先株 (1株100クローネ, 1000株1票) 60,000株。

\*<sub>2</sub> 個人名であるがスウェーデンの専門家は全く名目株主であると説明している。

\*<sub>3</sub> スウェーデン最大の銀行で, 総発行株 (1株100クローネ) 7,603,260株。筆頭株主は, スウェーデン最大の財閥ワーレンベルグ家 (Wallenbergs) で429,340株の保有。これをスウェーデン年金基金 (SPP) 持株300,724株, スカンジヤ生保持株219,703が追っている。いずれにせよこの銀行はワーレンベルグの基本的支配下にあるといわれている。

出所: O. Forsgren 前掲書。

第六表 アセア社\*<sub>1</sub> (Asea AB) の主要株主

投資会社* <sub>2</sub> (Investor AB)	939,000
スウェーデン年金基金 (SPP)	625,625
スカンジヤ生命保険	518,516
スカンジナビスカ・エンスキルダ銀行	334,181

\*<sub>1</sub> アセア社の総発行株数は1株50クローネで, 19,687,500株。

\*<sub>2</sub> ワーレンベルグ財閥支配下の投資会社。すなわち, 総発行株3,600,000株 (1株50クローネ) 中650,004株をワーレンベルグが直接保有。第二位株式はスカンジナビスカエンスキルダ銀行で179,250株。

出所: O. Forsgon 前掲書。

サブ社, アセア社は, 第五表, 第六表で明らかな通り, ともに著名なワーレンベルグ財閥が, 傘下のスカンジナビスカ・エンスキルダ銀行を媒介的補強として, 支配下においていることが明らかである。また, エレクトロリュース社もアセア社の子会社とされており, これらによってワーレンベルグ家のスウェーデンにおける巨大な力がうかがわれる。

もっとも, 第五表, 第六表及びそれぞれの注記からも知られる通り, ワーレンベルグが単独でこれらを支配するには, すでにこれら企業はあまりにも巨大であり, SPPの如き公的資金や, 生保資金の如きものが, ワーレンベ

ルグの持株に対抗するに至っていることは、これら企業に対しても政府の経営介入の余地が条件として与えられているものとして注目する必要がある。

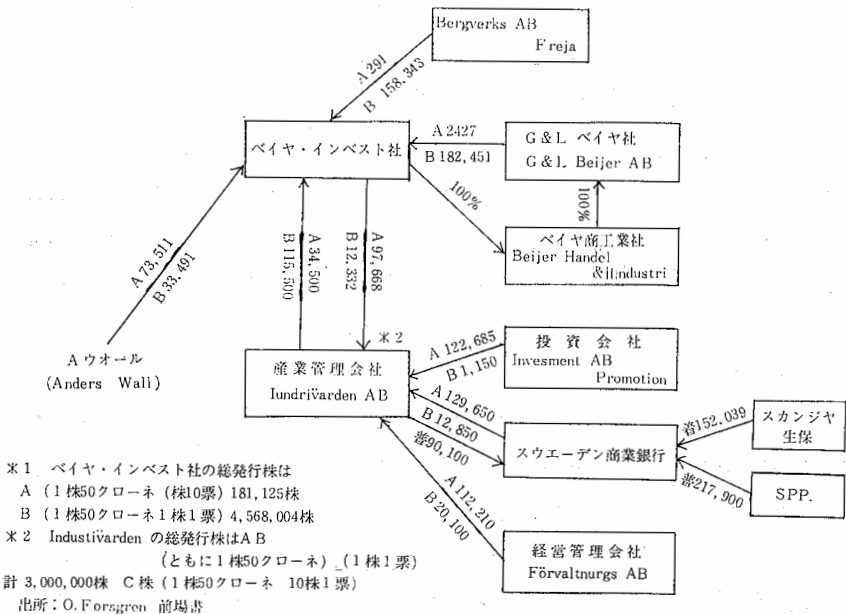
(3) 法人間相互持合形態のもの。

⑬ベイヤインベスト社 (Bejerinvest AB 第一図)、⑭スコンスカ・セメント建設 (AB SKanska Cementgjuteriet 第二図) は、わが国にユニークとされる法人資本主義企業と同型の法人間相互持合形態にあることが注目される。

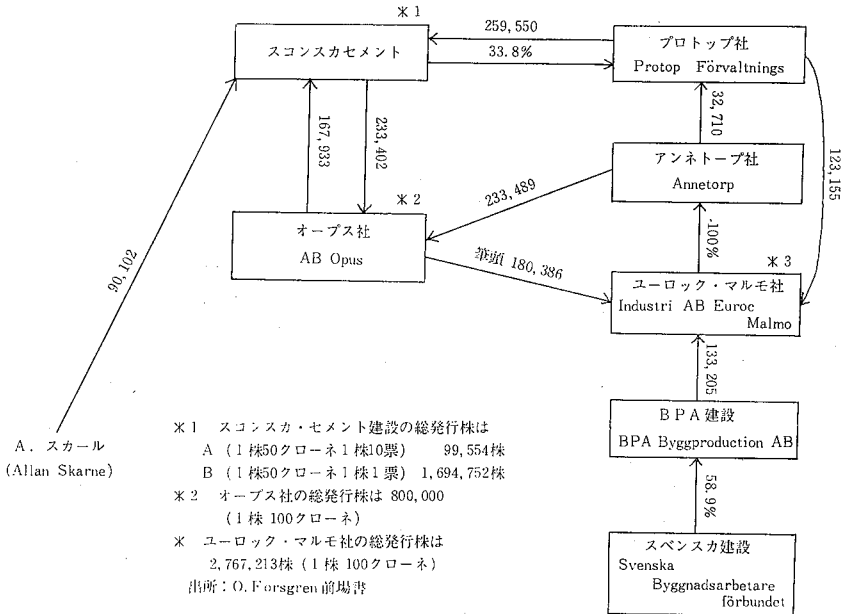
ただ、わが国の場合とちがって、これらでは法人間相互持合が一応軸になりながらも、個人株主の位置も決して小さくない。

後者の場合は、個人 (A・スカール) 持株は、90,102株にとどまり、法人持株合計に大きく劣るだけでなく、持合の循環関係もかなり徹底しており、その意味で法人間持合の典型といえる形を示しているが、前者の場合は、個人 (A・ウォール) 持株は、A. 73,511株、B. 33,491株に及び、法人持株

第一図 ベイヤインベスト社 (Bejerinvest AB) の株式保有関係



第二図 スコンスカ・セメント建設 (AB Skanska Cementgjuteriet) の株式保有関係



(A. 37,218株, B. 456,294株) との比較で、議決権上も拮抗していること (768,601票対829,494票) が注目される必要があるだろう。

だが、いずれにせよ、これらでは法人持合を基礎にテクノクラート支配が可能となる条件が与えられており、これらを物化のすんだ資本として——この場合、いささかも「社会化」とはいえまい。というのは、これらの場合に政府を通しての社会的コントロールの条件は全くないからである——考えてもさして誤りではなからう。

(4) その他

⑪スベンスカ・ベアリング (Svenska Kullagerfabriken) ⑮グレングス社 (Gränges AB) は、一見するところ、先のボルボ社とやや似かよった株式所有関係を示している。すなわち、いずれもSPPが筆頭株主であり、これに保険会社がつづいているからである。だが、前者についてはSPPの持株は、議決権1000分の1のB株が大半であり、後者では、筆頭とはいえSPP

の持株率は低い。

また、前者では、A株株主の第三位にワーレンベルグ系の AB. Invesfor が、後者ではバイヤインベスト系の Industrivärden AB が同じく第三位株主にみられ、その性格はやや複雑であり、企業の資本蓄積動態等をさらに分析することなしに、規定づけを敢えて行うことは避けることにした。

## む す び

すでに本文中でも再三ふれた通り、株式のたんなる法的所有関係のみから、スウェーデン主要企業の性格を最終的に判断することはできない。

むしろ、筆者が使用したフォルスグレンの前掲書は、その表題からみても、また株式の所有関係について彼が実際に普通株、優先株及議決権の相違等を厳密に区別しつつ表示していることからみても、筆者の目的とする診断にとって、かなり適合したものであることは明らかであるといえよう。

だが、たとえば政府管理下の資金によって普通株の大きな部分が保有されている場合でも、そうした手段によって政府が現実にとどの程度またどのように経営それ自体に介入しているかは、こうした資料だけでは到底明らかにすることができず、さらに資本蓄積等企業の運動の実態に立ち入った分析が行われねばならないことはいうまでもない。

とはいえ、かかる限定にもかかわらず、ここに示された諸事実から、なお次のように概括することが一応許されるであろうと筆者は考える。

すなわち、少なくともスウェーデンにおいては巨大資本における個人の所有支配関係の止揚はかなり進んでいること、しかもこうした消極的否定的規定の限りでいえば、スウェーデンの事態は英仏の如き保守的構造とは対照的であるばかりか、ある意味ではわが国におけるそれに極めて近いとしても、あながちいいすぎではないと思われるのである。

なんとなれば、先にあげた25大企業のうち、明白に個人乃至財閥家族支配下にあるものは比較的少なく、しかもそのうちスウェーデン最大の財閥とされるワーレンベルグ支配下のものについても、すでにみた通り公的半公的資

金の浸透もかなりなものであり、こうした財閥支配自体が本来の排他性を失いつつあることが認められたからである。

個人性の止揚という消極的否定的規定性における性格づけが比較的容易であるのに対して、これらを如何ように積極的に規定づけるかは、はるかに困難であることはいうまでもない。

わが国の法人資本主義がその最たる典型であり、そのもっとも先進的な形態であるといえる「資本物化の極限化」をここでも認めることには率直にいて筆者にも大きな躊躇が伴う。

それよりも、むしろ一定の限定づきではあるが資本主義的限界内での資本の「社会化」の進んだものとして、スウェーデンを把えることを今の段階では選んでおきたい。

というのは、たんに政府を通しての社会的介入の条件が株式の所有関係にみられるばかりでなく、(1)著名なこの国の福祉制度(2)かなり強力といつてよいこの国の消費者保護行政<sup>1)</sup>、(3)これらを保障するための企業への高率課税<sup>2)</sup>、(4)西独等にもみられる経営への労働者参加ばかりでなく、それ以外にも公的代表の経営参加が義務づけられているこの国の特殊な会社法規<sup>3)</sup>の存在、等を通して、この国の企業が、強い社会的規制に包囲されている事実がうかがわれるのであり、その意味で、上記のような形式的条件が、ある程度実質化していると推察できる理由が充分あると思われるからである。

むろん、こうした診断をより確実なものとするためには、筆者のとりあげた資料は、冒頭にもことわった通り、極めて不十分なものであり、今後に残された課題は少くない。

だが、この国が極めてユニークな修正資本主義といわれるだけの基盤の存在は、本研究ノートの限りでも、一応認められるのであり、いうところのこの国の「矛盾」があるとしても、それらはかかる修正資本主義のそれとして把えられるべきであろうと考えられるのである。

1) スウェーデン消費者行政局(Konsumentverket)を中心としたこの国の消費者保護行政は、資本主義国としてはもっとも整備されたものであることはよく知られて

いる。筆者も、たまたま、それらの実態取材することを得たが、それらについては、ここでは省略する。ただ、宣伝販売等について、この国の企業に課せられている社会的規制は、わが国とは隔世の感があることを特に指摘しておきたい。

- 2) 企業の社会保障負担計は、1978年現在、賃金費用総計の37.3%に及んでいる。
- 3) 1971年改定のスウェーデンの新株株式会社法によって、20の会社を対象に、公共代表取締役と公共代表会計監査人各1人ずつの導入がはかられた。